

◎防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛出動手当） 第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛出動手当基本手当の額は、防衛出動手時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて政令で定める。</p> <p>4 防衛出動手特別勤務手当の額は、防衛出動手時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて政令で定める。</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、防衛出動手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（防衛出動手当） 第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛出動手基本手当は、防衛出動手時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。</p> <p>4 防衛出動手特別勤務手当は、防衛出動手時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、防衛出動手基本手当及び防衛出動手特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。</p>